

公拡法に基づく届出・申出について

(公有地の拡大の推進に関する法律)

公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)に基づく、土地の先買い制度とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、府や市などの公共団体等が、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。

これには、土地所有者(売主)が一定面積以上の土地を ①有償で譲渡しようとする場合、契約前に届け出ることが義務づけられている「届出」と、②地方公共団体等に買取りを希望する「申出」があります。いずれの場合も、貝塚市域内については、本市(担当課:都市整備部 まちづくり課)に提出することになります。

1 届出の必要な場合

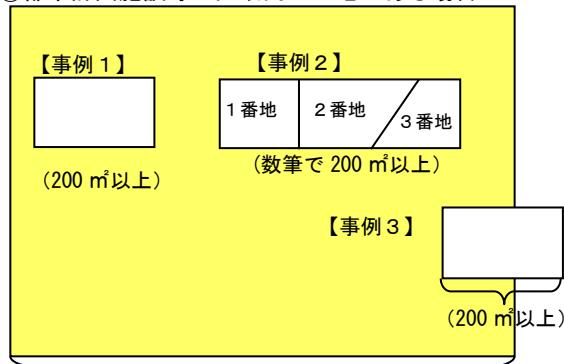
次の土地を有償で譲渡（売買、代物弁済、交換等及びこれらの予約を含む）しようとする場合は、契約を結ぶ前に届出が義務付けられています。

対象区域		面積要件
① 都市計画施設の区域内の土地		200m ² 以上
都市計画区域内の都市計画施設等の土地		
② 上記以外の都市計画区域内の土地	市街化区域内	5,000m ² 以上
	市街化区域以外かつ市街化調整区域以外(注)	10,000m ² 以上

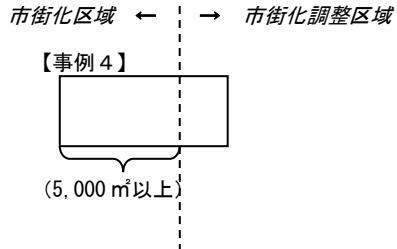
- ◆ 届出の義務を怠ったり、虚偽の届出をしたり又は譲渡制限期間内に土地を譲渡した場合は、50万円以下の過料に処せられますことがあります。(公拡法第32条)
 - ◆ 届出対象面積は契約単位で判断します。(例: 土地を分割して個別に譲渡しようとする場合は、個々の契約面積が上記面積要件に該当するかどうかで判断します。)
 - ◆ 数筆の土地であっても、一団性を有する同一人所有の土地であれば届出が必要です。(下記【事例2】)
- (注) 貝塚市内の都市計画区域には、該当する土地はありません。

●届出の必要な事例 (下記のいずれも届出が必要)

①都市計画施設等の区域内に土地がある場合



②都市計画施設等の区域外に土地がある場合



都市計画施設等の区域 (都市計画道路など)

2 申出ができる場合

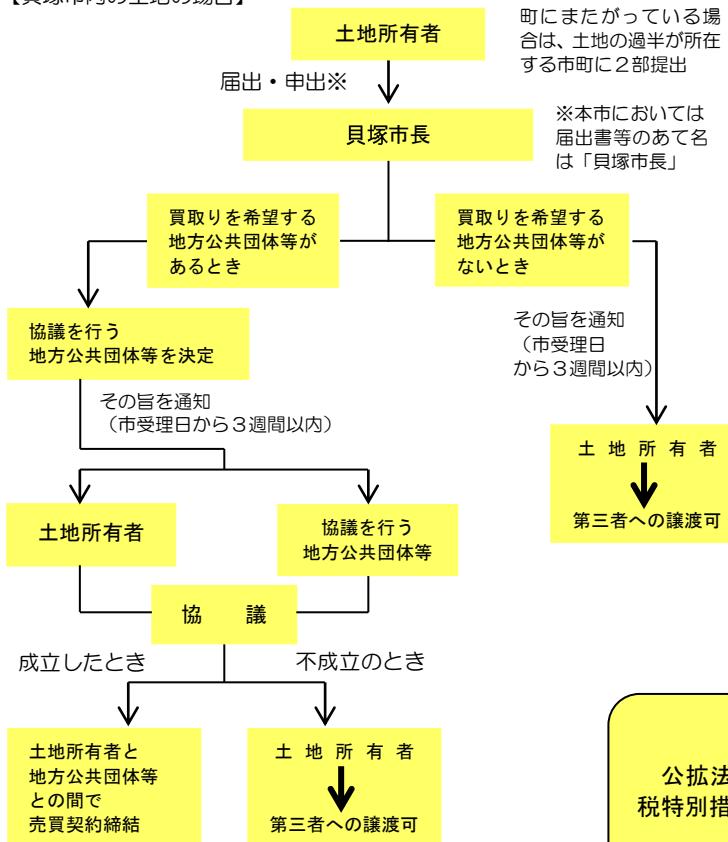
次の要件を満たす土地であれば、買取りの申出を行うことができます。

対象区域	面積要件
都市計画区域内の土地	200m ² 以上
都市計画区域外の都市計画施設内の土地	

- ◆ 数筆の土地であっても、一団性を有する同一人所有の土地であれば申出は可能です。

3 届出・申出の手続き

【貝塚市内の土地の場合】



4 届出・申出後の譲渡制限

公拡法の届出や申出をした場合、一定の期間、その土地の譲渡（事実行為及び契約を含む）が禁止されます。

(1) 土地の買取協議を行う旨の通知があつた場合

⇒通知のあつた日から3週間を経過する日まで

(ただし、その期間内に買取協議不成立が明らかになった場合はその時まで)

(2) 買取協議を行う地方公共団体等がない旨の通知があつた場合

⇒通知があつた時まで

(3) 3週間以内に(1)又は(2)の通知がなかつた場合

⇒届出や申出をした日から起算して3週間を経過する日まで

税法上の優遇措置

公拡法の適用を受けて土地を地方公共団体等に譲渡すると、租税特別措置法の規定により、特別控除を受けられます。
(詳しくは、最寄りの税務署にお問合せ下さい。)

5 必要書類(各一部)

提出書類	内 容
土地有償譲渡届出書	有償で譲渡しようとする場合にあらかじめ届け出ることが義務づけられている届出をする場合に必要です。
土地買取希望申出書	地方公共団体等に買取りを希望する申出の場合に必要です。
位置図	貝塚市における位置が判別できる程度の地図等(縮尺10,000分の1～25,000分の1)に、届出にかかる土地の位置を明示してください。
周辺状況図	住宅地図等(縮尺1,500分の1～2,500分の1)に、届出にかかる土地の区域を明示してください。一団の土地である場合は、一団の土地の区域をあわせて明示してください。
委任状	届出手続きを代理人に委任する場合に必要です。

* 届出書・申出書の様式と記入例、委任状の様式は、貝塚市のホームページでダウンロードすることができます(PDF形式)。

「お問い合わせ先」

○ 貝塚市 都市整備部 まちづくり課

電話 072-433-7211